

# 働き方改革の実現に向けて

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

平成 29 年 3 月 28 日、働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」が決定されました。建設業についても、労働基準法の改正法の施行の 5 年後から、時間外労働の上限規制を適用することとされてから 1 年間、国土交通省としては関係省庁と連携し、さまざまな取組を進めてまいりました。

本稿では、「働き方改革実行計画」に記載された内容を概説した上で、本誌 2017 年 7 月号に掲載しました「『働き方改革実行計画』について」以降の取組について説明します。

## 1. 「働き方改革実行計画」における建設業の取扱いについて

働き方改革実行計画における時間外労働規制について、2017 年 7 月号でも紹介しましたが、簡単に概要を紹介します。

建設事業については、現在時間外労働の上限規制が適用除外となっていることを踏まえ、改正法施行の 5 年後から、罰則付き上限規制の一般則を適用することとなりました。その際、災害からの復旧・復興の場合については、単月で 100 時間未満、2 か月ないし 6 か月の平均で 80 時間以内の条件は適用しないこととなりました。

また、時間外労働の上限規制の適用に当たっては、天候等の自然的条件による現場の不稼働日の

考慮や、準備や後片付けの期間の確保等、適正な工期設定が不可欠であり、そのためには発注者の理解・協力が欠かせないことから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置することとされました（図-1）。

## 2. 実行計画策定後の動き

建設業就業者の 2016 年度の年間実労働時間の平均は 2,056 時間であり、全産業の平均（1,720 時間）と比べて 300 時間以上長く、製造業と比べても約 100 時間長い状況となっています。また、他産業ではここ 10 年ほどの間で労働時間の短縮が進んできているなか、建設業は横ばいで推移しており、長時間労働となっている現状にあります。

猶予期間中においても、労働時間短縮に向けた取組を強力に推進する必要があります。

先に解説した実行計画の記載を踏まえ、平成 29 年 6 月に、内閣官房副長官を議長とし、直轄発注を行っている省庁、民間発注団体を所管している省庁等で構成される「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を関係省庁と連携して立ち上げ、長時間労働の是正に向けた検討を開始しました。

この会議においては、国土交通省発注工事での取組として、施工時期の平準化、週休 2 日モデル

見直しの方向性		
	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	<<同左>>
36協定の 限度	<<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項)  (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	<<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定 a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) b. 単月100時間未満(休日出勤を含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない <sup>(※)</sup> が、将来的には一般則の適用を目指す。 <small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</small>

**「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組** ※3月28日働き方改革実現会議決定

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、**発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置**
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

図－1 建設業における時間外労働規制の見直し

工事、施工のICT化などの取組を紹介するとともに、今後の取組の方向性（適正な工期設定、施工時期の平準化、生産性向上等）について確認しました。また、適正な工期設定等に向けてガイドラインを策定することが決定され、国土交通省を中心にガイドラインの作成に着手しました。

また、7月には、国土交通省としても10年後の建設産業を見据え、若い人たちに語ることでできる建設産業となるよう、働き方改革も含めた各種施策についての方向性を示す、「建設産業政策にいまいちななプラステン2017+10」を取りまとめました。

さらに、同月、関係省庁における検討を広め、建設業の働き方改革をより実効性のあるものにするべく、主要な民間発注団体、建設業団体、労働組合など建設業に関わる関係者が一堂に会する場として、「建設業の働き方改革に関する協議会」を開催しました。

この協議会においては、先に述べた国土交通省の直轄工事における取組を紹介するとともに、副長官より、建設業団体には、下請も含めた請負契

約における適正な工期設定や適切な労務管理等の徹底を、主要な民間発注団体には、建設業の長時間労働の是正や週休2日の確保に向けて、適正な工期の設定や施工時期の平準化等を要請しました。この場で、建設業団体が取り組む生産性向上についても紹介があり、民間発注団体からは業界の特性等について発言がありました。

そして、平成29年8月には、第2回の関係省庁連絡会議が開催され、関係省庁から、直轄工事における適正な工期設定への今後の取組の紹介があり、6月に作成に着手した受発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項をまとめた指針として「適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定され、このガイドラインの策定を踏まえた各省庁の働き方改革への取組内容について平成30年2月に開催された第3回の連絡会議の場で共有されました。

この会議においては、野上副長官より公共発注工事における週休2日工事の浸透に向けた取組や、民間発注においても公共工事設計労務単価の

活用等を働きかけるとともに、「適正な工期設定等のためのガイドライン」の改定に向け、省庁横断的な検討・調整に着手し、関連する制度の改正など中長期的な視点に立った検討を行うよう指示がなされ、検討が進められています（各会議の資料等については以下 URL に掲載されています。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/>）。

### 3. 「適正な工期設定等のためのガイドライン」について

先に述べました働き方改革実行計画や関係省庁連絡会議等での議論も踏まえ、公共・民間含め全ての建設工事において、働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定が行われることを目的として、平成 29 年 8 月に「適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されました。

本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針（手引き）として取りまとめたものであり、本ガイドラインに沿った適正な工期設定等に向けた取組が推進されることは、建設業が魅力的な産業として将来にわたって担い手を確保していくことにより、最終的にはわが国国民の利益にもつながるものです。

ガイドラインの主な内容は以下のとおりです。

#### 【時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方】

##### (1) 請負契約の締結に係る基本原則

受発注者は、建設業法や労働安全衛生法など、関係法令の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結するのが基本。

##### (2) 受注者の役割

受注者（いわゆる元請）は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結し、契約期日までに発注者に工事目的物を引き渡す役割を担う。

民間工事においては、工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有することが必要。

##### (3) 発注者の役割

発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結することが求められる。

また、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められる。

##### (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

受発注者は、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針」（平成 28 年 7 月国土交通省策定）を踏まえ、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化しておくことが望ましい。

#### 【時間外労働の上限規制の適用に向けた取組】

##### (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

工期の設定に当たっては、建設工事に従事する者の休日の確保、準備期間や後片付け期間、作業不能日数等を考慮し、現場技術者や下請の社員、技能労働者などを含め建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことがないようにする。また、週休 2 日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映する。

受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わないものとし、下請契約における適正な施工期間も考慮する。

予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更する。

##### (2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結するものとする。

##### (3) 生産性向上

時間外労働の上限規制に向けては、働き方改革とともに、受発注者の連携等により、建設生産プロセス全体における生産性の向上が重要であることから、ICT 活用工事の推進や書類授受の省力化、工場製品の活用等を通じ、建設生産プロセス全体における生産性向上を推進する。

#### (4) 下請契約における取組

下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定するものとする。また、下請代金は、できる限り現金払いを実施する。週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意する。一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

#### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

工事の特性等を踏まえ外部機関（建設コンサルタント業務を行う企業等）を活用することにより、適正な工期設定等を行うことができる体制を整えることが望ましい。

ガイドラインに沿った適正な工期設定が公共工事のみならず、民間発注工事へも浸透するよう、昨年には、鉄道、電力、ガス、不動産・住宅の4分野を対象に、受発注者を集めた連絡会議を順次開催しています。同連絡会議の場において、ガイドラインを踏まえた取組等について議論を行い、受発注者間での理解を深めることを目指しています。

## 4. その他の取組、今後の展開

今国会は「働き方改革国会」とも言われており、平成29年3月にまとめられた働き方改革実行計画に記載された時間外労働の上限規制の見直しが行われます。また、平成30年4月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出されました。建設業についても、猶予期間の後、上限規制が適用されることとなりますが、現在長時間労働となっていることも踏まえ、上限規制導入を単に待つのではなく、政府一丸となった長時間労働是正の取組を進めていくことが求められます。

これに先立ち、国土交通省として、これらの取組に対する本気度を示すため、3月20日、「建設業働き方改革加速化プログラム」を取りまとめました。

これは、先ほど述べたガイドラインや「建設産

業政策2017+10」などの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、週休2日制の導入の後押しや適正な工期設定を推進する長時間労働の是正、技能や経験にふさわしい処遇の実現や社会保険への加入を促す給与・社会保険、仕事の効率化や限られた人材・資機材の効率的な活用を推進する生産性向上等の3分野について、従来の枠にとらわれない新たな施策を、国、受発注者、労働者等の関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開することを目的としています。

本稿のテーマである長時間労働の是正については、これまでは、公共工事の発注における取組を進めてきたところですが、今年度は、民間工事の発注における取組も視野に入れて、週休2日が確保できる適正な工期設定等に向けたモデル工事を実施することとしており、働き方改革の取組が大きく前進する年となります。

建設業は、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤である社会資本や住宅、オフィスビル等の建築物の良質な整備を通じて、わが国の経済成長に貢献していくという役割を担っています。また、災害時の応急復旧や防災・減災など国民の安全・安心に寄与することも求められています。

災害が激甚化し、メンテナンス需要も増大する昨今、建設業は引き続き、こうした重要な役割を担っていきます。こうした使命を果たしていく上での最大の課題は、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中での担い手確保です。

建設業においても、10年後には高齢者層の大量離職の懸念があります。今後、建設業をより魅力ある産業とし、若年層や女性の入職を促進し、将来の担い手を確保することが非常に重要であり、そのための長時間労働の是正や週休2日などの建設業の働き方改革を強力に推進していくことが不可欠です。

今後とも、建設業に携わる関係者が一丸となって、建設業の働き方改革の取組が着実に進められていくために国土交通省としても、しっかりと取組を進めてまいります。